

表題

要望その一、

「相模川流砂系総合土砂管理計画」の推進を求める要望。及び、茅ヶ崎海岸の自然海岸への復活を求める要望。

要望その二、
全国のダム運用に関して、「相模川流砂系総合土砂管理計画」の趣旨が反映され、砂浜の回復・保全に向けての事業が、河川法・海岸法・特定多目的ダム法等の改正により全国規模に担保されるよう、国に対し関連法の改正を促す要望。

要望その一について

●理由

・国、神奈川県及び山梨県の関係機関で策定された「相模川流砂系総合土砂管理計画」は、「砂浜の回復・保全」に関して、最も効果的な海岸保全対策です。

将来にわたり「美しいなぎさの継承」を図り、さらに砂浜を回復・保全するために、山から川、海へとつながる流砂系の確保に努める事を基本理念としています。

・この重要な国土となる砂浜を回復・保全する事を目的とした本内容を速やかに実施し恒久化する事こそ、海岸侵食対策及び自然海岸復活に必須事項であると考えています。

・茅ヶ崎市柳島海岸から相模川河口は、現在深刻な海岸侵食状況です。相模川河口は相模湾の中央に位置し、相模湾全般への土砂供給の源で、東に位置する江の島に向ける漂砂の不足が強く発生し、柳島海岸、中海岸、菱沼海岸の侵食は深刻な状況で、このまま柳島地区への土砂供給不足が続くと江の島方向に有る海岸を次々と侵食させてしまいます。故に、速やかに、「相模川流砂系総合土砂管理計画」を推進し茅ヶ崎海岸への土砂供給の増加が必要です。

・これは、現状、護岸対策として、人工リーフが投入されている、柳島海岸の砂浜復元をも可能にし、茅ヶ崎海岸の原風景を取り戻す事を希望している、茅ヶ崎市及び、多くの市民の思いを叶える事であり、人工護岸の撤去も可能にする事に繋がると考えています。

●要旨

・「相模川流砂系総合土砂管理計画」の早期推進を求め、茅ヶ崎海岸の自然海岸への復活を求めます。

要望その二について

●理由

・国、神奈川県及び山梨県の関係機関で策定された「相模川流砂系総合土砂管理計画」は、「砂浜の回復・保全」に関して、最も効果的な海岸保全対策と認識しています。

相模川水系はダムから海岸線までが、ほぼ神奈川県内に位置しています。これは、ダムから海岸までの統一された管理計画が出来た要因です。

しかし、全国の多くのダム設置地域と海岸部の位置する地域の都府県が異なる為、行政間の調整が容易では有りません。其の為、他に相模川流砂系総合土砂管理計画の様なものは無く、神奈川県はこの計画は、全国のダムから海岸部に繋がる河川管理の見本になるもので、全国に誇れる計画を持っています。この、神奈川県方式とも言える、管理計画を見本とした、海岸地域に関わるダムから海岸部までを繋いだ、土砂管理計画を元に、神奈川県から、全国の海岸侵食の改善に繋がる訴えを要望します。

・「相模川流砂系総合土砂管理計画」は将来にわたり「美しいなぎさの継承」を図り、さらに砂浜を回復・保全するために、山から川、海へとつながる流砂系の確保に努める事を基本理念としています。

しかし現在の、河川法、海岸法、特定多目的ダム管理法には海岸部までの土砂供給の規定が記載されていません。本計画の理念を実現するには、計画を法的に担保しうる形の河川法、海岸法、特定多目的ダム管理法等の関連法規の改正の必要があります。

●要旨

「相模川流砂系総合土砂管理計画」を見本にし、全国の海岸侵食問題の解決を目指した、海岸部までの良質な土砂供給を、法的に担保しうる形の河川法、海岸法、特定多目的ダム管理法等の関係法規の改正を働きかけるよう求めます。

要望者

ほのぼのビーチ茅ヶ崎